意見書第１号

特別市制度の法制化に反対する意見書（案）

地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条第２項の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

令和８年９月29日提出

湯河原町議会議長　室　伏　寿美夫　様

提出者　湯河原町議会議員　松　井　一　寿
賛成者　同　土　屋　誠　一
同　村　瀬　公　大
同　山　本　俊　明
同　室　伏　寿美夫
同　善　本　真　人
同　石　井　　温
同　松　野　洋　一
同　渡　辺　久　子
同　熊　谷　照　男
同　上　田　尚　彦
同　早乙女　智　子
同　笠　原　　進
同　貴　田　太　史

（提案理由）

第34次地方制度調査会にて議論されている特別市制度は、地域の連携と協力に基づく現在の県・市町村の仕組みを揺るがし、住民の暮らしや広域行政サービスに重大な弊害をもたらすことから、特別市制度の法制化に断固反対するとともに、今後も地域自治の発展と広域的課題の解決に資する制度整備を強く要望するため、本意見書を提出するものです。

特別市制度の法制化に反対する意見書（案）

現在、少子高齢化と人口減少が急速に進展し、とりわけ小規模自治体においては人材や財政を含む資源不足が深刻化し、将来にわたり持続可能かつ最適な行政運営の確保が重大な課題となっています。こうした状況に対応するためには、市町村と県が垣根を越えて連携し、行政課題の解決に取り組むことが不可欠です。

そのような中で国の第34次地方制度調査会にて議論されている「特別市」制度は、指定都市が道府県の区域から分離・独立し、新たな一層制の自治体となることを目指しております。しかし、この制度の導入は、長年積み上げられてきた道府県と市町村の連携・一体性を失わせるものであり、地域の分断や広域調整機能の著しい低下をもたらす恐れがあります。

具体的には、指定都市区域内の道府県権限や税財源が全て特別市に移譲されることにより、道府県の財政基盤が大幅に縮小し、県が行ってきた県域全体の広域調整機能や地域間格差是正、災害・防災対応、市町村支援などが困難となる可能性があります。これに伴い、指定都市以外の地域、とりわけ小規模自治体に対する補完や支援が減少し、地域住民サービスの低下や格差拡大を招くものと強く懸念いたします。

また、特別市は一層制の大規模自治体であることから、多様な住民ニーズを反映した住民代表機能の低下も問題視されております。

湯河原町議会は、このような「特別市」制度が地域の連携と協力に基づく現在の県・市町村の仕組みをゆるがし、住民の暮らしや広域行政サービスに重大な弊害をもたらすとして、特別市制度の法制化に断固反対するとともに、今後も地域自治の発展と広域的課題の解決に資する制度整備を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年９月29日

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣

神奈川県足柄下郡湯河原町議会
議長　室　伏　寿美夫